

平成28年第5回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成28年5月25日（水） 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	志 村 喜光
	3 番	西 村 恒男
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	7 番	蔦 木 正彦
	8 番	小 宮 山 篤
	9 番	小 林 恒雄
	10 番	小 俣 昭男
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	20 番	鈴 木 章司
	21 番	金 井 信

欠席委員 6 番 萩 原 剛

1 互礼

2 開会

定刻よりも若干早いですが、本日ご出席の皆様方お揃いになりましたので、ただいまから平成28年第5回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

皆さんこんにちは。青葉が非常に眩しいこの頃でございます。田んぼでは田植えの支度やあるいはまた田植え等の最盛期終盤を迎えておるところでございます。畑では夏野菜の栽培など最盛期まっただ中に加え、30℃を超える夏日が続く異常気象の中、今日は非常に涼しいですけれども皆様方には益々健康でお過ごし

こととご推察申し上げる次第でございます。お互いに健康管理には配意されますようご祈念申し上げる次第であります。

本日は、平成28年第5回大月市農業委員会委員総会を招集しましたところ、繰り合わせご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、例年のことですが、明日になりますけれども5月26日に文京シビックホールに於いて平成28年度全国農業委員会会長大会が開催されます。大会では基本農政の確立に向けた政策提案や農業委員会組織の新たな全国運動、農業委員会憲章などの決議、熊本地震の復旧、復興に万全な対策を講ずるよう特別決議が行われる予定であります。私も行ってまいります。

本日の案件は農地法第4条案件が3件、農地法第3条の競・公売適格証明願案件が1件、農地法第5条の競・公売適格証明願案件が1件でございます。本総会がスムーズに進行されますようお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

4 開会宣言

宮咲会長 本日は萩原剛委員が欠席ですが農業委員会等に関する法律第21条第3項に示された定数を満たしておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。

5 議長選出

事務局 大月市農業委員会会議規約に基づき議長を会長をお願いいたします。

6 議事録署名委員の指名

議長 8番 小宮山 篤委員、9番 小林 恒雄委員を指名する。

7 議案審議

議長 日程第7議案審議を行います。議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件、後記の通り農地法第4条第1項の規定による農地等の使用目的変更申請があったので意見を求める。議案19号番号1について担当委員の説明を求めます。

宮咲委員 宮咲の担当ですから説明を申し上げます。

番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況山林原野、農地区分、農振外、面積147平米、もう1筆、〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番×××番、地目、登記簿畑、現況山林原野、農振区分、農振外、面積260平米、合計2筆で407平米、申請人氏名住所職業、●●●●、大月市〇〇町〇〇〇×××番地×、職業無職、転用目的施設等、山林、転用理由、農地に適さない土地であるので、現状の山林への農地転用に及んだ次第であるということでございます。

場所の説明でございますが3頁でございます。国道20号線を●●●●●の入口の前に歩道橋がございます。歩道橋から南東へ100メートルぐらい行った所

の JR 中央線の●●●●●をくぐりまして、直ぐ東の方に行きました所でございます。●●●●の入口が階段になっており、その西側でございます。

この場所で周りが全て人家と山林になっております。何年かは耕作したようでございますが周りの状況からしてもうできないということでございます。この点につきましては始末書が入っておりますので読み上げたいと思います。

始末書。平成28年4月29日、山梨県知事後藤齋殿、住所、大月市〇〇町〇〇××番地×、土地所有者氏名、●●●●。不動産の表示、①大月市〇〇町〇〇〇字〇〇〇××番×、畑147平米。②大月市〇〇町〇〇〇字〇〇〇××番、畑260平米。

私は〇〇から本件申請土地の隣地に昭和61年に転居してきました。当初4年間くらいは農作物を作り耕作をしていましたが、周囲の南側は山林であり他は宅地化されており農地としては生産性がきわめて低い土地であります。また、山を背負っているので耕作をしても動物の被害があり、畑として耕作するのを諦めてしまい、雑木の生育する山林としてしまいました。

私の不作為による過失であり、その責任は全て私にあります。農地法を運営する貴委員会に対し誠に申し訳ありませんでした。ここに深く謝罪し、今後は法を遵守するとともに、こうしたことを起こさぬよう留意することを固く誓約いたします。なお、この件につきましてはいかなる処分をも甘んじて承る所存です。

以上の始末書が入っております。説明を終わります。

議長 ただいまの説明に対して質疑がございましたら挙手を願いたいと思います。

志村委員 農業委員の会長の所見はどうなんですか、この場所を見てきて

宮咲委員 結局、●●の入り口ということで細かく言うともっとあってこういうふうなことです。

本申請土地は親から引き継いだ物であり、私ども老夫婦が高齢のため耕作することができないので本申請に及んだ次第であり、敢えてこの土地を選定したのではありません。

農地法という法律があるのでそれに従わなければなりません。しかし、本申請土地は山間地で日照時間も短く生産性の低い土地ですので、農地利用集積団滑化団体による農地の貸し借りを行っても、他に農地として適格な農地が多く存在し、敢えて農地として不適格な本申請土地を選定することは独断ですが考えられません。農地として充分活用される見込みがないので、今般山林への農地転用への道を選択いたしました。

ということで農地の選定理由書が付いております。

現状は周りは一部●●もありますけれども山林化されておりまして、とても農地として耕作するには無理だなという判断をいたしました。

小宮委員 前回いただきました非農地証明の関係、山林だとそうなりますよね。これだと(3)のところに入るのか、もう山林化しちゃっているのか。大月市として農業委員会が特に必要と認めたもの、この辺りに入るのか。

議長 この間申し上げましたとおり非農地証明ということでは出しません。追認ということで今回は4条1項であげたものでございます。

平井委員 これは、ずっと昔から農業委員会で農地を現実には原野とか荒地、木が生えているとか、そういう所を農地として適さないという証明書があれば、こういうところにかかる必要がないわけよ。非農地証明じゃなくても、時の農業委員会が農地として認めないという証明があれば実際は農地じゃないわけだ。そういうところは今たくさんあるんだろ。かつて、やり方が違ってもこれは農地として適さないというあれがあれば別に非農地証明と同じだから。

議長 現在、農地になっているから、農地の非農地の追認、既に非農地化しているというようなことで。

平井委員 そういう所はあるよ。調べれば農地になっているけど、そういうお墨付きになっていて大月市農業委員会会長誰々の名前で、これは農地に適さない、農地が使えないような、そういう所はありますよ。いっぱい。

議長 一回農地調査をやった時にですね、まとめて全部非農地でいいですよというようなことでやった時期がございました。その時にやらないでいらっしゃる方いるわけですが当然後追認してもらおうということになってくると思います。だんだんそういう状況につめてくると思います。

平井委員 今からそれはその時の判断で山の中であって間違っって農地へ家を造ろうと車庫を造ろうと税金は関係なく宅地並みで市に払っているけれども、地目は農地という所はたくさんあるよ。それはその時の農業委員会で諮る以外方法はないもんね。

議長 だから、追認するしかないよ。

平井委員 分かりました。

議長 そういうわけでこういう提案となったわけです。

平井委員 異議なしもいいけれど、ワンクッションおいてから採決をとった方がいいよ。

異議なしと言ってから「はい」なんて言って手を挙げると可笑しいよ。分かっている異議ないと言うんじゃないけれど、議長がちょっとワンクッションおいてから、異議ありませんかと言った方がいいよ。

議長 はい、それでは、この案件については今後も増えてくることが予想されます。他に質問がございましたら、是非この機会ですからお願いしたいと思います。異議ございませんか。

事務局 平井委員さんがおっしゃった非農地の通知書は平成22年にそういう調査を行っておりましたかと思えます。その際に2年ないし3年くらいそのまま手続きをしないければ会長さんがおっしゃったように追認というような形でやっていただくことで委員会の方でそういうお話をさせていただいております。通知は出してあるんですけど、あくまでも本人が法務局に行って手続きをしないかぎりそれはそれが消滅しちゃうということなので。

平井委員 法務局に直に行くとお金がかからないけれども、専門家に頼むとお金がかかるから自分でやればいいんだよ。

議長 時限が決められていた時にやればただだったのに自分でもできるから、自分でやるように。

他に異議はございませんか。

それでは採決を行います。許可してもいい方は挙手願います。

ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定いたします。

続きまして議案第19号の番号2について、担当委員ですがこれも私の関係になりますのでご説明を申し上げます。

宮咲委員 番号2、土地、農地の所在、大字〇〇町あmる〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現状宅地、農振区分、農振外、面積104平米、申請人、●●●●、住所が大月市〇〇町〇〇〇×××番地、職業が会社員、転用目的施設等、宅地の延長、転用理由、専用住宅敷地拡張でございます。

場所ですが2頁に綴ってございます。●●●●●●の●●、国道20号線沿いにありますが、ここの筋向いに●●●●さんの家がございます。その裏に斜線が引いてございますが100メートルほどの所でございます。先ほどの件のすぐ近くの所でございます。

調べに行きましたのはどちらも5月19日に行ってまいりました。既にここも宅地の延長ということで、家屋を立て直した時に物干し場であるとか庭ということで延長されて砂利が敷かれておりました。

これも無断転用ということで始末書が入っておりますので読み上げます。

山梨県知事後藤斎殿。始末書。

この度、下記土地について農地法第4条申請をお願い申し上げましたが、本来なら農地法の許可を得てから転用いたすべきところ許可以前括弧平成16年5月に住宅の建て替えに伴い敷地の拡張のため、申請地を転用いたしましたことは誠に私の不始末であり強く反省しています。

今後は絶対このようなことはいたしません。何卒ご寛大なるご処分により許可を賜りたく始末書をもってお願い申し上げます。

大月市〇〇町〇〇〇×××、●●●●、土地の表示、大月市〇〇町〇〇〇字〇〇×××番×、畑104平米。

というふうなことでございます。以上で説明を終わります。

何か質疑はございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がございまして早速採決に移らせていただきます。許可してもよろしいと思われる方は挙手願います。

はい。ありがとうございます。全会一意で許可相当と決定します。

引き続きまして、議案第19号番号3でございましてけれども担当委員の説明を求めます。小宮文男委員お願いいたします。

小宮委員

それでは説明いたします。

番号3、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積480平米、申請人氏名住所、株式会社●●●●●、山梨県大月市〇〇〇×丁目×番××号、転用目的施設等、住宅建築、転用理由、住宅建設。

場所はですね、4頁を見てください。●●●から〇〇に向かいまして初めての左に入る道がございまして。〇〇の入口ですが、そこを上ってきますと●●●●の入口、●●の入口がございまして、そこを右に曲がって行きますと車が通れる突き当りの所が当該土地でございまして。この地図ですが斜線のところがそうなんです、これから小●●●●さんの所まで境界がずっと行っておりますことを訂正していただきたい。●●さんの間を●●さんの所に下っております。

現在、じゃがいも、エンドウ、玉ねぎを作っております。南側が道路、東側も道路、北側は農地ではありません。西側が宅地ということで隣接している所に農地はございません。以上でございまして。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

担当委員の説明が終了いたしました。小宮委員ご苦労様でした。ただ今の説明に対して何か質疑はございますか。異議ないですか。

平井委員　　これ、今言ったように周りには畑がないってことだよな。

小宮委員　　ございません。

議　　長　　それでは、質疑は打ち切ってもよろしいでしょうか。では、質疑を打ち切り採決を行います。許可してもよろしいという方は挙手願います。
ありがとうございました。全会一意で許可相当といたします。

　　続きまして、議案第20号競・公売適格証明願いに對し意見を求める件。後記のとおり民事執行法による競売参加のため農地法第3条第1項の規定による権利者として適格であることの証明願いがあったので意見を求める。
担当委員の説明を求めます。葛木正彦委員お願いいたします。

葛木委員　　それでは、説明いたします。

　　番号1、願出人住所、〇〇町〇〇×××番地、氏名、●●●●●、届出の事由、競売、競売農地の表示、所在、〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××番、地目、台帳畑、現況荒地でございます。地積148平米。

　　これは先月、●●さんという適格証明のところとダブルなんですけど、周りは山林でぽつんと真ん中に農地がある、畑があるんですね。その周りを含んだものを欲しいということのようです。

　　場所は〇〇〇の●●●●の上の方で、昔、畑を作っていたんですが現況は荒地です。そこに梅や竹や野菜を一部作りたいということでございます。以上でございます。

議　　長　　担当委員の説明が終了いたしました。葛木委員ご苦労様でした。ただ今の説明に対して何か質疑がございますか。

平井委員　　これは、前回と同じような所らしいけど斜線の部分が畑で、現在荒地と、畑を作れる状態なんですか、木やなんか植えてあるんですか。

葛木委員　　ここは、土はあります。隣の方はちょっとコンクリを打ったりして。

平井委員　　斜線の部分は、斜線の部分は畑を作る。野菜を作ると言ったねえ。

葛木委員　　梅をね。

平井委員　　梅を柿をそんなの関係ないけど、作れる状態なんですか。木やなんか茂ってないの。畑の部分として多少荒れていても畑を延ばすことはできるの。

葛木委員 その周りは畑ではなくて、梅とか栗とか。

平井委員 栗も梅も畑なんだよ。だから竹林、竹藪も畑なんだよ。だから、梅林も畑なんだよ。

葛木委員 作れます。それは作れます。

平井委員 じゃあ、機械が入らないけど、畑として。

葛木委員 機械は入れます。

平井委員 機械は入るの、耕運機とかミニバックホンとか。

葛木委員 私道があります。

平井委員 その入るんじゃないくて。畑として復活できないってことじゃ。

葛木委員 いや。

平井委員 梅も竹もそうなんだよ。勘違いしないで、柿を作るなら畑の部分で桃も葡萄も同じだから下刈りをして梅を作るなり柿を作るなり。

葛木委員 今は下刈りをするほどではないです。

平井委員 それは分からない。見てないんだから、あなたは担当者だから。

葛木委員 だからないです。

平井委員 できればいいんです。今から競売に入るんだから、落とすか落とさないか分からないし、入るか、入らないかを訊いている。

議長 はい、では農地として使えることにも間違いはないですね。競売の案件については、いろいろ出ていますが、いずれにしても3条と5条でございます。3条の必須条件があるのでございまして、それに準ずるということ。5条につきましても、一般の5条の案件の必須条件に準ずることになっていきますから、そこをクリアーしている部分が基準になってくるだろうと思います。

その辺のことが今後また出てくるんですから3条で出てくる、5条で出てくる時になって、そこでまた審議をするわけで、担当委員としてのお答えを願ったわけですが、今の回答ですと、それは大丈夫ということですからよろしいですね。

葛木委員 前回ね、競売で自分の建物と上の方にとりあえず梅を近々植える。

議長 いいですよ。それは構わない。

葛木委員 その続きを今回こっちへ。

平井委員 それは5条で、今回は3条で、5条だったらいいんだけど。

葛木委員 前回3条で一回落とした。

議長 それでは、ただ今説明がございましたが他に何か質問がございますか。
異議ありませんか。それでは、適格証明発行に対して許可してもよろしい方は
挙手願います。
ありがとうございました。全会一致で許可といたします。

それでは、次に移ります。議案第21号農地法第5条の競・公売適格証明願に
対し意見を求める件。後記のとおり民事執行法による競売参加のため農地法第5
条第1項の規定による権利として適格であることの証明願いがあったので意見を
求める。

担当委員の説明を求めます。葛木正彦委員お願いいたします。

葛木委員 それでは、説明いたします。

番号1、願出人住所、〇〇町〇〇××××番地、氏名、●●●●、届出事由、
競売、競売農地の表示、所在、大月市〇〇町〇〇字〇〇〇、地番××××番×、
地目、台帳畑、現況、一部宅地があつて、裏に築山みたいな松かなんかが植えて
あつて、その上は荒地です。転用の目的、土砂災害防止のため竹を植林し、住宅
等を建設する。

場所ですが8頁ですけど、●●●●さんという家がある所の裏に築山があつて、
その上の方はさっき言ったように現状では荒地で、竹を植えられるような状態
です。以上です。

議長 ただ今、説明が終わりました。葛木委員ご苦労様でした。大変な場所だなあと
思うわけで、ご苦労がよく分かります。ただ今の説明に対しまして何か質問がご
ざいますか。

平井委員 これは、前回と同じ隣という、この辺一帯は同じような所なんだけど、農業委
員から聞くと現況が原野、宅地となっているけれども、本当のところはどうなっ
ていますか。台帳では畑になっているけど。うっかりして確認しなかったんだけ

ど、3条で土地を所得する人は他に土地を持っている人、土地がありますか。

葛木委員 あります。

平井委員 宅地の所はどうなっていますか。

葛木委員 宅地は家が建っています。黙って建てたから。

平井委員 それは宅地だから家が建っている。現況畑だからその辺のところはどうなっていますか。

事務局 現況宅地があって、石積みがあって原野のようになっています。

葛木委員 築山がある。

事務局長 そういう意味ではなくて、畑に無断で建てた家があるかということです。

平井委員 それをちゃんとしてあるかということです。

事務局 それは競売で落ちた場合は始末書を取るとかで対応することになると思います。

平井委員 では、前の競売にかかった人が断って作ったか、黙って作ったかにしても。黙って作った。この間の記録には一切載ってないんだから、どうやって作ったのか口約束で作ったのか。

はい、分かりました。

固定資産上で宅地ってことでしょうか。

議 長 いずれにしましても、もし競売で落札した場合には、畑から宅地になるわけですから、その時に始末書を入れて追認と言うようなことになってくるだろうと思います。そんな手続きだと思っております。

志村委員 ちなみに築山はどう。

事務局 現況の全部やります。

志村委員 課税上はどう。

事務局 家を支えているものとか、塀とか、石積み等は全部屋敷の一部という形で課税させていただきます

議長　それでは、いずれにしても難しい問題ですが、そういう点でははっきりしない競売ってというのは大変な部分もあります。何れにいたしましても申請がありましたので決まりをつけなければならないことは間違いないと思います。

それではこの件に関しまして何か質疑ございますか。ございませんか。

(異議なしの声)

議長　それでは質疑を打ち切ります。許可をしてもよろしいという方は挙手願いたいと思います。

はい。ありがとうございます。それでは適格証明を発行することを許可することと決定いたします。

続きまして日程第18号の報告事項を議題といたします。転用確認証明交付に対する報告、事務局よりお願いします。

事務局　転用確認証明交付に対する報告ということで、平成28年4月11日から平成28年5月16日までのものについて報告させていただきたいと思います。

番号1、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番×××番×、地目、台帳田、現況雑種地、地積569平米、申請者住所氏名、〇〇町〇〇×××番地×、株式会社●●●●●●●●●●、代表取締役小●●●●●、許可年月日、平成28年4月19日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、雑種地、駐車場として活用のごこと。交付年月日、平成28年4月26日。

番号2、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番×××番×、地目、台帳畑、現況、雑種地、地積546平米、申請者住所氏名、〇〇町〇〇619、●●●●●●●●●●、代表役員●●●●●、許可年月日、平成28年4月19日、許可番号、富東農第×の×の×号、転用目的、雑種地、ここも駐車場として活用のごこと。交付年月日、平成28年5月6日。

番号3、所在〇〇町〇〇字〇〇、地番×××番、地目、台帳畑、現況雑種地、地積813平米、申請者住所氏名、東京都〇〇区〇〇×の×の××、●●●●●●●●●●株式会社、代表取締役●●●●●、許可年月日、平成28年3月17日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、雑種地、●●●●●用地ということ。交付年月日、平成28年5月13日。

番号4、所在、〇〇町〇〇〇字〇〇、地番×××番、地目、台帳田、現況雑種地、地積1668平米、申請者住所氏名、〇〇町〇〇〇×××の×、●●●●●、許可年月日、平成27年12月17日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、太陽光発電施設、交付年月日、平成28年5月16日。

番号5、所在、〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番×××番×、地目、台帳畑、現況雑種地、地積736平米、申請者住所氏名、〇〇町〇〇〇×××の×、●●●●●●●●●●、許可年月日、平成28年2月17日、許可番号、富東農第×の×の××号、

転用目的、太陽光発電施設、交付年月日、平成28年5月16日。

以上です。

議長 　ただ今、事務局より報告事項について説明がございました。後ろに写真が全部付いておりますので、これらも見ていただきながら何か質問がありますか。
この際ですから何かございましたら。ございませんか。

(異議内の声)

それでは、ないようですから全ての質疑を打ち切ります。ご協力ありがとうございました。閉会の宣言を職務代理にお願いいたします。

職務代理 　大月市地域農業再生協会の総会についてという通知が配られていると思いますのでご協力をお願いいたします。

それでは全ての案件が終了いたしましたので、これをもちまして第5回大月市農業委員会委員総会を終了いたします。どうもご苦労様でございました。

10 閉会時刻 同 日 午後 13時 55分

11 解散時刻 同 日 午後 14時 50分